

健康保険の被扶養者(家族)をお持ちの皆様へ

コクヨ健康保険組合

被扶養者(ご家族)の方が就職などされたり、年収130万円以上(60歳以上の方は180万円以上)になられたりしていませんか?被扶養者の認定基準に該当しなくなったときは、手続きが必要です

コクヨ健康保険組合の被扶養者(家族)が就職などで他の健康保険に加入したとき、また生計維持関係がなくなったとき(被扶養者認定基準に該当しなくなったとき)は、被扶養者(家族)から削除する手続きが必要です

★被扶養者認定基準及び削除手続について

* 被扶養者の削除手続は掲示板に添付の「健康保険被扶養者異動届兼認定削除通知書」に記入し、削除する扶養家族の健康保険証等(以下表参照)を添えて事業会社の総務人事へご提出ください。

	削除の事由	異動届に添付するもの
1	被扶養者(ご家族)の方が勤務先で健康保険に加入したとき	○削除手続きする家族の保険証カード ○就職先の保険証のコピー 遅れる場合は後日送付の旨、異動届に記載ください
2	就職先で一定の期間、保険証の取得がない場合(見習い期間など)は、就職した日から国保の加入手続きが必要です	○削除手続きする家族の保険証カード ※国保加入のとき、確認書類は不要です
3	離婚したとき	○削除手続きする家族の保険証カード
4	雇用保険の失業給付を受けるとき	○削除手続きする家族の保険証カード ○「雇用保険受給資格者証」の両面コピー
5	2020年(1月～12月)の総収入合計が認定基準の収入を超過したとき (通勤手当も含む) 収入基準は60歳未満が130万円未満 60歳以上の方は180万円未満	○削除手続きする家族の保険証カード ○2020年度の給与明細のコピー ※削除日は総収入が超過した翌月1日になります。
6	給与や年金収入以外の収入の確定申告を行い、収入基準をオーバーしたとき 収入基準は、60歳未満が130万円 60歳以上の方は180万円未満	○削除手続きする家族の保険証カード ○確定申告書及び収支内訳書 (または損益計算書)のコピー ※削除日は総収入が超過した翌月1日になります。
7	結婚等で他の扶養家族となるとき	○削除手続きする家族の保険証カード ※確認書類は不要です
8	死亡したとき	○削除手続きする家族の保険証カード ※確認書類は不要です

★もし、届出をしなかった場合

届出をせず、そのまま医療機関等で治療を受けた場合は、被扶養者(家族)の資格喪失日以降の医療費を、健保組合へ返還していただくことになります。

※資格がなくなっているのに保険証を使用されると喪失時点まで遡って健保負担分(7割)をお支払いいただくことになります。

注1.配偶者が、健康保険の被扶養者(家族)に該当しなくなった場合

配偶者が健康保険被扶養者に該当しなくなり、国民健康保険に加入することになるときは、合わせて国民年金の手続きが必要です。

国民健康保険・国民年金のいずれも、手続きはお住まいの市区町村役所で行えますので、忘れないようにご注意ください。

注2.国民健康保険の加入手続きについて

扶養削除のお手続き後、ご自宅へ「扶養削除証明書」をお送りいたします。

資格喪失日以降、14日以内にお住まいの市区町村役所へ国民健康保険の手続きを行ってください。資格喪失日から国民健康保険への加入となります。

以上

上記についてのお問い合わせは

コクヨ健康保険組合 担当: 田畑

TEL:06-6973-9478 内線:80115285